

片野一郎著「貨幣価値変動会計」

(同文館出版, 1962), pp. 1118.

久野光朗

目 次

- § 1 序 説
- § 2 歴史的・原価主義会計の破綻
- § 3 企業会計における位置づけ
- § 4 執行手続
- § 5 資本維持問題
- § 6 安定価値規準
- § 7 結 語

§ 1 序 説

15世紀における複式簿記の成立にはじまる会計の歴史は、19世紀に入ってから製造工業の興隆と固定資産の増大にともない、減価償却の理論ならびに原価会計の制度を産み出すにいたったが、さらに20世紀に入って“インフレーション⁽¹⁾という怪物”に遭遇し、目下それに対処する方法を確立する必要にせまられている。すなわち、19世紀の後半に確立された今日の企業会計が基本的コンベンションの1つとしている貨幣価値不変の公準は、貨幣価値の変動という事実⁽¹⁾に直面した場合、ほとんど意味のない前提となってしまうからである。

ここに、貨幣価値変動を前提とする会計の理論ならびに制度が安定価値会計 (stabilized accounting) もしくは貨幣価値変動会計 (accounting for

(1) 飯野利夫, “棚卸資産利益の会計思考”, 「産業経理」, 1953年4月号, pp.42—46.

changing money value) という名のもとに研究されているわけである⁽¹⁾。それは、従来の貨幣価値不変を前提とする原価主義会計にとって一種の革命であり、“近代会計におけるコペルニクスの課題”⁽²⁾ということができるであろう。

これから書評を試みるにあたって、まず本書の内容と著者自身のアプローチの仕方を知ることしよう。

全9章のうち85%をさいている第1章から第8章までは、第1次世界大戦以降において激しいインフレーションを経験したドイツ、フランス、中国上海、および日本について、また、軽微なインフレーションを経験したアメリカおよびイギリスについて、それぞれ、貨幣価値変動に起因する会計事象を数多くの文献によって考察し、かつ、第2次世界大戦中の中国上海および第2次世界大戦後の日本について、それぞれ実在企業に対する実験調査を加えるなど、極めて実証的に検討し、そこから安定価値会計事象を類型化するという発展史的考察が行なわれている。

しかし、著者がもっとも力点をおいているのは、“安定価値会計の体系化”と題する第9章であり⁽³⁾、ここでは前記8章にわたって行なった考察から帰納して、企業における安定価値会計の体系的構造を確立する試みがなされている。いま、そこで取り扱われている主要な問題点を要約すれば、次の5つになるであろう。そして、なかんづく、2番目以降の問題点は著者独自の見解が披瀝されているという点で、特筆に値するものである。

- (1) 歴史的な原価主義会計の破綻と安定価値会計思考の生成。
- (2) 企業会計における安定価値会計の位置づけ。
- (3) 安定価値会計の執行手続。

(1) 貨幣価値修正会計と称されることもある。なお、貨幣価値変動を前提とする会計の呼称については、本書の pp. 833—834、および片野一郎編、「資産会計論」(中央経済社、1961) pp. 76—77 を参照。

(2) 片野一郎，“貨幣価値変動会計の展望”，「産業経理」，1963年8月号，p. 8.

(3) 一橋大学へ学位請求論文として提出された際、この第9章の部分が主論文であったとのことであり、その英訳が本書の巻末に掲載されている。

- (4) 安定価値会計と資本維持問題。
- (5) 安定価値会計上の安定価値規準。

§ 2 歴史的な原価主義会計の破綻

貨幣価値の不変を前提とする歴史的な原価主義による企業会計が貨幣価値の変動によってこうむる機能障害として、著者は、綿密な実証研究に基づいて、5つの具体的な矛盾を列挙しているが、それらは所得測定職能に関する障害と、それに起因する情報伝達職能に関する障害とに要約できるであろう。

しかし、安定価値会計が理論的にも制度的にも確立されていなかった過去において、多少ともインフレーションを体験した各国では、いずれも歴史的な原価主義会計の枠内で秘密積立金工作⁽²⁾、後入先出法⁽³⁾、加速償却法⁽⁴⁾、時価費用法⁽⁵⁾といった財務政策を採用し、それらの政策が行きづまるような破局的なインフレーションに直面した際はインフレーションの終熄を待っていわゆる国家の行政措置による会計整備がなされた。

さて、過去において激しいインフレーションを体験した各国がインフレーション終熄時に行なったいわゆる資産再評価について、著者は、これを2つの類型に大別している⁽⁶⁾。すなわち、新出発会計 (fresh start accounting)

(1) pp. 823—824.

(2) たとえば、第4章 太平洋戦争中の中国上海インフレーション会計 のなかで述べられている事例 (pp. 254—277) を参照。

(3) たとえば、第8章 第2次世界大戦後の日本インフレーション会計 のなかで述べられている事例 (pp. 746—749) を参照。

(4) たとえば、第6章 第2次世界大戦後のイギリス・インフレーション会計の発展 のなかで述べられている事例 (pp. 414—418, 449—454) を参照。

(5) たとえば、第1章 第1次世界大戦後ドイツインフレーション会計 のなかで述べられている事例 (pp. 11—18) , および前記第4章のなかで述べられている事例 (pp. 314—319) を参照。

(6) pp. 901—914 を参照。なお、第2次世界大戦後のアメリカにおいて抬頭した価額引上準更生 (upward quasi-reorganization) という思考も新出発会計の系列に属する。詳しくは、第7章 第2次世界大戦後のアメリカ・インフレーション会計の発展 の第8節 価額引上準更生会計思考の抬頭 (pp. 610—619) を参照。

と統一再評価会計 (revalorization accounting) である。前者は第1次世界大戦後のドイツおよび第2次世界大戦後の西ドイツで、後者は両大戦後のフランスおよび第2次世界大戦後の日本で、それぞれ実際に行なわれた会計整備措置であるが、著者は、この2つの会計が手続のみでなく継続企業概念という基本的理論構成の面でも本質的に異なっていることを次のように力説している⁽¹⁾。

後者は、これまでの継続企業会計の体系を維持して、その基礎の上に行なわれる会計措置であるが、前者は、これまでの継続企業会計の体系を破棄して、新しくこれを構成しなおす会計措置である。具体的には“統一再評価”は、安定価値規準を評価基準にして、資産の取得原価を価値修正するとともに、旧来の資本を価値修正する、という思考と手続をとるのに対し、“新出発”は、当該企業の将来的収益力に評価基準をおいて資産を個別的に評価替することによって新資本金を決定して会計を出直す、という思考と手続をとるものである。

以上、われわれは、著者に従って、今世紀になってから過去2回にわたる大インフレーションを体験した世界各国の実情を考察した。著者は、かかるインフレーション会計の体験から帰納して、貨幣価値変動時に歴史的な原価主義会計がこうむる機能障害を克服するもっとも科学的な方法は安定価値会計をおいてないと断言するのである。

§ 3 企業会計における位置づけ

貨幣価値の変動を前提とする安定価値会計は、企業会計の構造上どのよう

(1) 詳しい手続は、それぞれ、前記第1章の第4節 マルクの安定と会計措置 (pp. 81—100)、第2章 第1次世界大戦後フランスのインフレーション会計の第4節 平価切下げ後の固定資産再評価 (pp. 154—165)、第5章 第2次世界大戦後のフランス・インフレーションにおける貸借対照表の再評価と改訂 (pp. 359—388)、および前記第8章の第1節 日本インフレーションにおける資産再評価のあり方 (pp. 724—734) を参照。

なお、第2次世界大戦後のドイツおよびフランスの事例に関しては、Holzer and Schönfeld, “The German Solution of the Post-War Price Level Problem,” “The French Approach to the Post-War Price Level Problem,” *The Accounting Review*, April 1963, pp. 377—388 をも参照。

(2) p. 911.

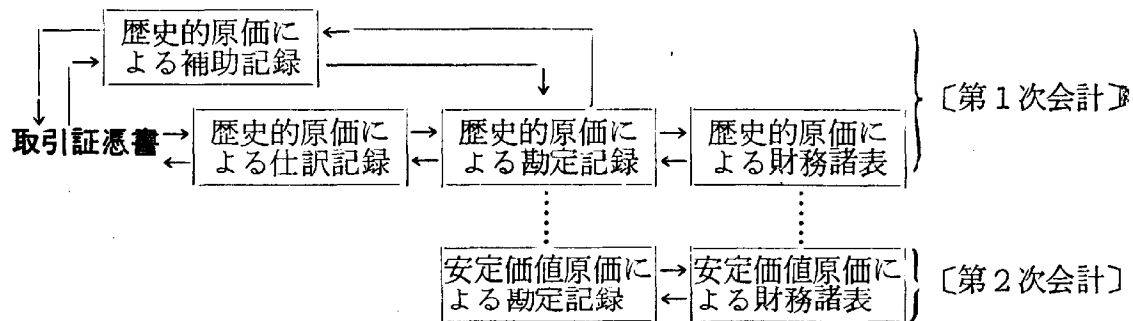
に位置づけられるのであろうか？ すなわち、それは伝統的な歴史的・原価主義会計と相対立する二者択一的なものなのか、それとも、両者は二者同格的なものとして企業会計構造の両輪を形成するものなのかという疑問がある。この問題点に関しては、現在までのところ諸外国でもまだ明確な主張を展開した文献を見いだすことができない状態であるが、この疑問が解決されないかぎり、安定価値会計の理論的妥当性と制度的実効性を主張できないはずである。

かかる課題に対して、著者は、まず企業会計が果たすべき基本的職能に対する認識に問題解決の手がかりを求めている。著者によれば、企業会計の基本的職能として2つのものが挙げられている。⁽¹⁾すなわち、1つは会計主体の財産管理に対する会計責任 (accountability) の設定から解除にいたる過程を明らかにすることであり、もう1つは会計主体の期間損益を測定することである。そして、ここで注意すべきことは、前者の場合にあっては原則的に企業外部との取引によって成立する客観性と検証性とを具えた歴史的・原価が形式的な貨幣数量計算のうえで要請されるのに対して、後者の場合にあっては一定期間の収益から損費を控除するという実質的な貨幣価値計算のうえで歴史的・原価が要請されるのであり、ひとしく歴史的・原価といっても、その両者の間に質的な相違があるということである。

かくして、貨幣価値変動を前提とする場合、著者は、会計責任の設定と解除という職能の面から歴史的・原価による会計を存置すると同時に、期間所得の測定という機能の面から安定価値・原価による会計を設ける必要があり、両者はけっして二者択一的なかたちではなしに二者同格的なかたちで調整されるべきだと主張するのである。いま、その調整体系を著者自身の説明図と解説⁽²⁾によって示せば次のとおりである。

(1) pp. 816—822.

(2) pp. 843—844. かかる調整体系は、つとに1946年、太田、岩田、片野、「貨幣価値変動会計」(産業図書、1946)、pp. 11—21において明らかにされている。



第1次会計領域では、歴史的原価による会計記録をして経営の取引事実を真実に反映せしめ、記録と記録との照合、記録と事実との照合を行なう機能を保持せしめ、これにもとづいて会計報告書が作成される。そこでは貨幣価値変動下における会計管理の職能がはたされる。第2次会計領域では、第1次会計領域の歴史的原価による勘定記録に基礎をおいて、安定価値原価に修正した勘定記録を設定し、これにもとづいて会計報告書が作成される。そこでは貨幣価値変動下の企業の経済性の測定およびこれにもとづく情報が提供されるのである。

§ 4 執行手続

安定価値会計の実施にあたって、最大の難題は、安定価値規準を何に求めるかということとともに、その具体的な執行手続をどうするかということである。以下、著者が独自で考案した総勘定元帳外で行なう表式安定価値会計の方法を紹介しよう。その実施手続は、要点だけ簡条書きに示せば、次のとおりである。⁽¹⁾

- (1) 基点価値開始残高表の作製。
- (2) 基点価値月次取引集計表の作製。
- (3) 基点価値決算前試算表の作製。
- (4) 決算表の作製。
- (5) 期末価値財務表の作製。
- (6) 総勘定元帳に「損益勘定価値修正勘定」
・「残高勘定価値修正勘定」の設定。

(1) 仮設例については pp. 886—896 を、また中国上海の1企業に試みた実例については pp. 344—358 を参照。なお、ここでは月次修正を前提にして解説するが、日次修正を必要とする場合でも、月次指数に代えて日次指数をとるだけで基本的には同じである。

(1) 基点価値開始残高表は、安定価値会計を実施する初めてにおいて、貨幣価値の面で過去の異質的数値が合成されている前期繰越項目をすべて基点価値へ遡及修正して同質的数値にするために作られる⁽¹⁾。その様式は次のとおりである。

基点価値開始残高表 (年月)

借方	未修正	指数	基点価値修正	貸方	未修正	指数	基点価値修正
固定資産	資本金

棚卸資産	剰余金

貨幣資産	貨幣負債

(貨幣価値) 変動損			(貨幣価値) 変動益		
		
		

(2) 基点価値月次取引集計表は、前月からの繰越高を含まない毎月の純月次取引高を基点価値へ遡及修正して同質的数値にするために作られる⁽²⁾。その様式は次のとおりである。

基点価値月次取引集計表 (年月)

基点価値修正	指数	未修正	勘定科目	未修正	指数	基点価値修正
.....	× × ×
.....	× × ×

(3) 基点価値決算前試算表は、前記の基点価値開始残高表と毎月の基点価値

(1) この場合、固定資産、棚卸資産、および自己資本からなる実体価値項目の修正手続は相当に面倒である。pp. 858—866 を参照。

(2) この場合も、実体価値項目に関する修正手続は、当該月の取得にかかわる分と過去の取得にかかわる分について、個別的行なわなければならない。pp. 866—871 を参照。

値月次取引集計表を合算し、期末決算前における記帳の正確性を保証するために作られる。その様式は次のとおりである。

第 X 期 基 点 価 値 試 算 表

未修正		基点価値修正		勘定科目	基点価値修正		未修正	
合計	残高	合計	残高		合計	残高	合計	残高

(4) 決算表は、決算前試算表を基礎にして決算を行なうための運算表である。その様式は下記のとおりであるが、作製手続は次の順序に従う。

決 算 表

勘定	(I) 基点価値決算	(II) 期末価値決算	(III) 名目決算	(IV) 価値修正	(V) 期末価値損益計算書・期末価値貸借対照表
(損算項目)					
(財算項目)					

まず、決算前試算表の資料に基づいて、(I)欄と(III)欄で決算を行ない、(I)欄の結果を期末価値に前進修正したものを(II)欄へ記入する。次いで(II)欄と(III)欄との差額を(IV)欄へ記入する。この場合、(IV)欄の財産計算領域に現われる貨幣価値項目の金額は、貨幣価値変動損益であるから、⁽¹⁾それを損益計算領域へ振り替えなければならない。かくして、(V)欄へは期末価値による損益計算書と貸借対照表の各項目が記入されるのであるが、貸借対

(1) この貨幣価値項目に生ずる貨幣価値変動損益の認識ということは非常に重要な事柄である。pp. 874—876 を参照。

照表の貨幣価値項目に関しては名目額が計上される。

(5) 期末価値財務表は決算表の(V)欄に基づいて安定価値原価で作製される。この場合、損益計算書では貨幣価値変動損益が実現部分と未実現部分とに分けられ、かつ営業損益と区別して表示される。

(6) 総勘定元帳に設定される「損益勘定価値修正勘定」と「残高勘定価値修正勘定」には、決算表の(IV)欄における価値修正額が記入され、名目計算と安定価値計算との調整がはかれることになる。

以上で説明した勘定記録修正法による安定価値会計の具体的手続は、著者自身が“……いまだ不完全なものであり、なかんずく、決算評価の手続に関してさらに綿密に推敲しなければならない点を残している……”⁽¹⁾と述べているものの、筆者が知るかぎり、現在までの段階では、内外の文献中もっとも組織的かつ秩序的な体系である。⁽²⁾

§ 5 資本維持問題

現代の企業会計においては、貨幣価値が不変であるという仮定のもとに、資本が貨幣資本として把握され、その貨幣資本維持のうえにたつて期間損益計算が遂行される。したがって、一定期間の収益に対応される損費は、歴史的な原価によって計上されている。しかし、企業の再生産に必要な再取得原価

(1) p. 853.

(2) たとえば、W. A. Paton, *Corporation Accounts and Statements* (New York, The Macmillan Company, 1955) の第19章, “Uniform-Dollar Reporting,” pp. 554—565, W. A. Paton, Jr., *A Study in Liquidity* (New York, The Macmillan Company, 1958), pp. 171—173, および Perry Mason, *Price-Level Changes and Financial Statements* (A. A. A. Monograph Series No.6, 1956), pp. 14—28 などと比較参照。なお、この著者の表式安定価値会計の方法は、H. W. Sweeney, *Stabilized Accounting* (New York & London, Haper & Brothers Publishers, 1936), pp. 219 にオリジナル・ヒントを得、1943年から1944年にかけて中国上海の1企業に対する実験的な調査研究を行なう際に独自で工夫したものであるが、その後、1959年に大蔵省の委嘱を受けて行なった“第2次世界大戦後の日本インフレーション下における連合国人所有株式の戦争損害補償額測定”問題の研究に関して日本の1企業に適用して調査した際、さらに細部にわたる検討を加えて補筆されたものである。

の計上という実体資本維持のうえにたつ期間損益計算も考えられる。

両者の資本概念の相違は、貨幣価値が比較的安定している場合でも、当然損益数値を異なったものにするであろう。ただ、貨幣価値が比較的安定しているという前提があるかぎり、その相違は、少なくとも実務上、あまり問題にならない。しかし、インフレーションによって貨幣価値が大巾に変動するという場合、貨幣資本維持を前提とする企業会計は、期間損益計算において架空利益の計上をとらない、その社外流出によって資本の蚕食をもたらすことになる。ここに、インフレーション期において実体資本維持を前提とする企業会計を強く主張する声が聞かれるのである。

これに対して、著者は、まず企業資本の本質について考察し⁽¹⁾、次いで安定価値会計の面から実体資本維持説が有する欠陥を指摘したうえ⁽²⁾、基本的には資本を自由選択性資金 (alternative fund) とみなす貨幣資本維持を主張するのである。すなわち、貨幣価値が不変である条件のものとは、名目貨幣資本維持を主張し、貨幣価値が変動する条件のもとでは、安定価値貨幣資本維持——購買力資本維持を主張するのであるが、その根拠を著者は次のように述べている⁽³⁾。

資本主義企業は本来貨幣的利益を獲得することを目的として存立する貨幣資本団体である。継続事業としての企業経営は、短期的には同じ内容の生産活動・販売活動を繰り返して行くが、長期的には生産技術の進歩と人間の社会生活の変遷に適応して漸次に生産・販売の質的内容を変えて行く、というのが否定しえない産業社会の現実の事実である。

かくして、資本主義における企業資本の本質が選択性資本だと認識する著者の立ち場⁽⁴⁾からすれば、安定価値会計本来の目的である貨幣価値変動時における計算貨幣の尺度性回復という根本的課題は、貨幣価値変動時における実

(1) pp. 916—918.

(2) pp. 933—936.

(3) p. 937.

(4) この立ち場の底に流れている考えは、企業資本を形成する資産の統一的属性が現金性に求められることを暗示している。

体資本維持という課題と次元をまったく異にするのである。すなわち、実体資本維持ないし実物資本維持の主張は、貨幣価値変動下の歴史的原価主義会計に生ずる貨幣数値の異時比較機能の喪失と同時比較機能の喪失のうち、後者だけについて、それも部分的に匡正作用を果たすだけであり、また、一般に貨幣価値項目について生ずる貨幣価値変動損益の測定を行なわない結果、本質的には財務政策という課題に結びつくと考えられているのである。

§ 6 安定価値規準

安定価値会計の執行手続について述べた際にも触れたとおり、貨幣価値修正を行なう場合に使用する安定価値規準として何を求めるべきかという問題は、安定価値会計実践上の最大の難題の1つである。この難題に対する著者のアプローチは、まず貨幣会計上の計算尺度として安定価値規準が具備すべき会計的要件の吟味から始められている。

著者によれば、かかる安定価値規準は、特定企業内部における比較性だけでなく異種企業間の比較性をも有すること、さらに、企業と非企業とを通じて国民経済的規模において適応性を有すること、さらにまた、特定の貨幣圏内にとどまらず、別の貨幣圏との間に為替率をもって国際經理の交流が可能になるものでなければならないとするのである。⁽¹⁾

これは、著者が貨幣会計の本質に照らして吟味した結果、理想的安定価値基準に国際的同質計算尺度として機能するものを求めていることを物語っており、その広い視野に基づいた主張は他の類書にその例を見いだすことができないのであるが、それは著者が第2次世界大戦中の中国上海のインフレーションの渦中に身をおいて1邦人企業に関する実証的研究をした努力の結晶がもたらした成果だということができるであろう。そして、このような著者の安定価値規準観からすれば、実体資本維持の立場から特定企業に対する特殊的貨幣価値変動指数を価値基準とする特殊的安定価値会計では、たとえ

(1) pp. 942—949.

1企業についてすら、その内部に異なる2つ以上の業種がある場合、同質的計算尺度に基づく会計数値連結能力を失うに至ることは明白である。

かくして、著者は、アルベキ姿としての理想的安定規準を理論的に指定したうえで、それに近似的なものとして現実に利用できそうな貨幣価値変動測定指標として次の3つを挙げ、それぞれの妥当性を吟味しているのであるが、それぞれ欠陥があり、今後の解決に関して貨幣論専門家と統計専門家の支援が必要であることを提言している⁽¹⁾。

- (1) 同一貨幣圏内における一般物価指数。
- (2) 金価格指数。
- (3) 貨幣価値の安定している貨幣圏との自由為替相場。

§ 7 結 語

以上、われわれは、本書において著者が提示している安定価値会計の問題点を5つにしぼって紹介し、同時に、その背後にある著者のアプローチの仕方をも考察した。これをひと口でいえば、資本主義社会における各国企業会計が過去の貨幣価値変動に対処した思考と方法を歴史的に検討し、そこから安定価値会計思考に即した類型化を行ない、さらに安定価値会計の体系的構造を確立しようと試みた実証的研究の成果だといえるであろう。

したがって、この分野の研究においてしばしば見られる個人的主観に基づいた机上の空論でないことを再言しておかなければならない。安定価値会計の企業会計における位置づけに関する主張は企業会計が果たす本質的職能に対する深い洞察に基づくものであり、資本維持問題に関する主張は企業資本の本質に対する鋭い解明に発するものであり、さらにまた、執行手続ならびに安定価値規準に関する主張は厳しい体験と慎重な思索に由来するものである。

なおまた、ここで著者の視野の広さについても付言しておかなければなら

(1) pp. 953—963.

ない。それは、企業会計を研究対象としながら、常に国民経済的規模において考察しているということである。この点は、なかんづく安定価値規準に関する主張のなかで述べられているのであるが、安定価値基準の採用について、企業会計と社会会計との構造論的握手という課題にまで指向された考慮が払われているのである。⁽¹⁾

このような著者の輝かしい成果に対しては、わが国ばかりでなく外国からも多くの賛辞が贈られていることはいうまでもないが、ここで筆者が知り得た H. W. Sweeney 博士からの賛辞——これまでに私が見た“安定価値会計”に関するもっとも完全な書物 (the most complete book on “Stabilized Accounting” that I have ever seen!) という言葉をお伝えしておく。⁽²⁾ かつての安定価値会計の創唱者であり、現在は公認会計士の業務にたづさわるかたわらコロンビア大学大学院経営学研究科で財務会計の客員教授をしている Sweeney 博士からの賛辞は、たとえ短いものではあるにせよ、未熟な筆者が百万言を費して述べるよりも、本書に千鈞のおもみを加えるものであろう。

最後に、安定価値会計の具体的執行手続に関していうならば、決算評価手続などの面で改善すべき余地が残されていることは著者自身も認めているところであるが、それはひとり著者だけの責任ではなく、われわれ会計人すべてに課された今後の宿題というべきであろう。ただ、筆者としては、わが国と同じように第2次世界大戦で敗北を喫した西ドイツの戦後インフレーション

(1) ただし、かかる個別企業会計と国民経済会計との結びつきについては、否定的な見解を發表している者も少なくない。たとえば、A. C. Littleton, *Structure of Accounting Theory* (Urbana, Illinois, A. A. A. Monograph Series No. 5, 1953), pp. 189—194, 大塚俊郎訳, 「会計理論の構造」(東洋経済新報社, 1955), pp. 280—287, および Raymond C. Dein, “Price Level Adjustments : Fetish in Accounting,” *The Accounting Review*, January 1955, pp. 3—24. を参照。

(2) 1963年度の日本会計研究学会賞を授与された唯一の書物である。なお Sweeney 博士の賛辞は、著者に贈呈された Houstin Shockey & Henry W. Sweeney, *Tax Effects of Operating as a Corporation or Partnership* (Englewood Cliffs, Prentice-Hall, Inc., 1957), pp. 321 の扉に書かれていたものである。

ン会計に関する実証研究を独立して1つの章にまとめておいてもらいたかったという希望を述べておく次第である。

(1963.10.13)